平成 30 年 3 月 8 日 立川市広報課

送付文書 計 1 枚

報道機関　各位

「マイナンバーカード申請お助けサービス」好評実施中！

マイナンバーカードの普及促進のため、本サービスを所得税の確定申告期間に併せて実施中。これまで約 3 週間で約 450 名の方のカード申請書の作成を支援しました。

マイナンバーカードがあれば、身分証明書となるほか、全国のコンビニエンスストア等に置かれているマルチコピー機から、「住民票の写し」「印鑑登録証明書」「課税・非課税証明書」を朝 6：30～夜 11：00 まで受け取れます。

※戸籍関係証明書も交付開始に向け準備中

マイナンバーカードは、これからいろいろな場面での利用が見込まれますので、ぜひ、この機会にカード作ってみませんか。

【マイナンバーカード申請お助けサービスの概要】

1　期間　平成 30 年 2 月 16 日（金）～3 月 15 日（水）平日 8：30～17：00

2　場所　立川市役所本庁　市民課（1 階）　14 番窓口

3　対象　市内に住民登録がある方

4　実施内容（一人あたり所要時間おおよそ 10 分程度）

・マイナンバーカード申請書の作成支援

・顔写真撮影

・申請書の再発行（持参できなかった場合）

※作成済みの申請書は、申請者ご本人様がポストに投函

【問い合わせ】

立川市　市民生活部　市民課　担当：太田弘幸

TEL０４２―５２３―２１１１（内）１１３０